

森林土木事業情報共有システム活用要領

＜令和7年1月版＞

1 趣旨

森林土木事業において、受発注者のコミュニケーションの円滑化、工事及び業務書類の処理の迅速化等による働き方改革の促進及び公共工事の実施の効率化等による生産性の向上を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事及び業務

- (1) 当初設計金額が10,000千円以上の工事及び業務を対象とする。
- (2) 対象工事及び業務であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (3) 対象外の工事及び業務であっても受注者が希望する場合は、受発注者協議の上、対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めたものでASP方式等とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。
ただし、発注者は、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこととする。

4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は、工事においては共通仮設費の率に、業務においては諸経費に含まれている。
- (2) 対象外の工事及び業務で受注者の希望により対象とした場合、システムにかかる費用は受注者の負担とする。

5 システム利用者等

- (1) 発注者のシステム利用者は、工事においては監督員、総括監督員、業務においては調査職員、総括調査員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長、部長等を含めるものとする。
- (2) 受注者のシステム利用者は、工事においては現場代理人、監理技術者（主任技術者）、業務においては管理技術者、照査技術者に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

- (1) この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者協議の上、決定するものとする。
- (2) 情報共有システムにより取り交わす書類については、事前に受発注者協議の上、決定すること。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年1月1日から施行する。